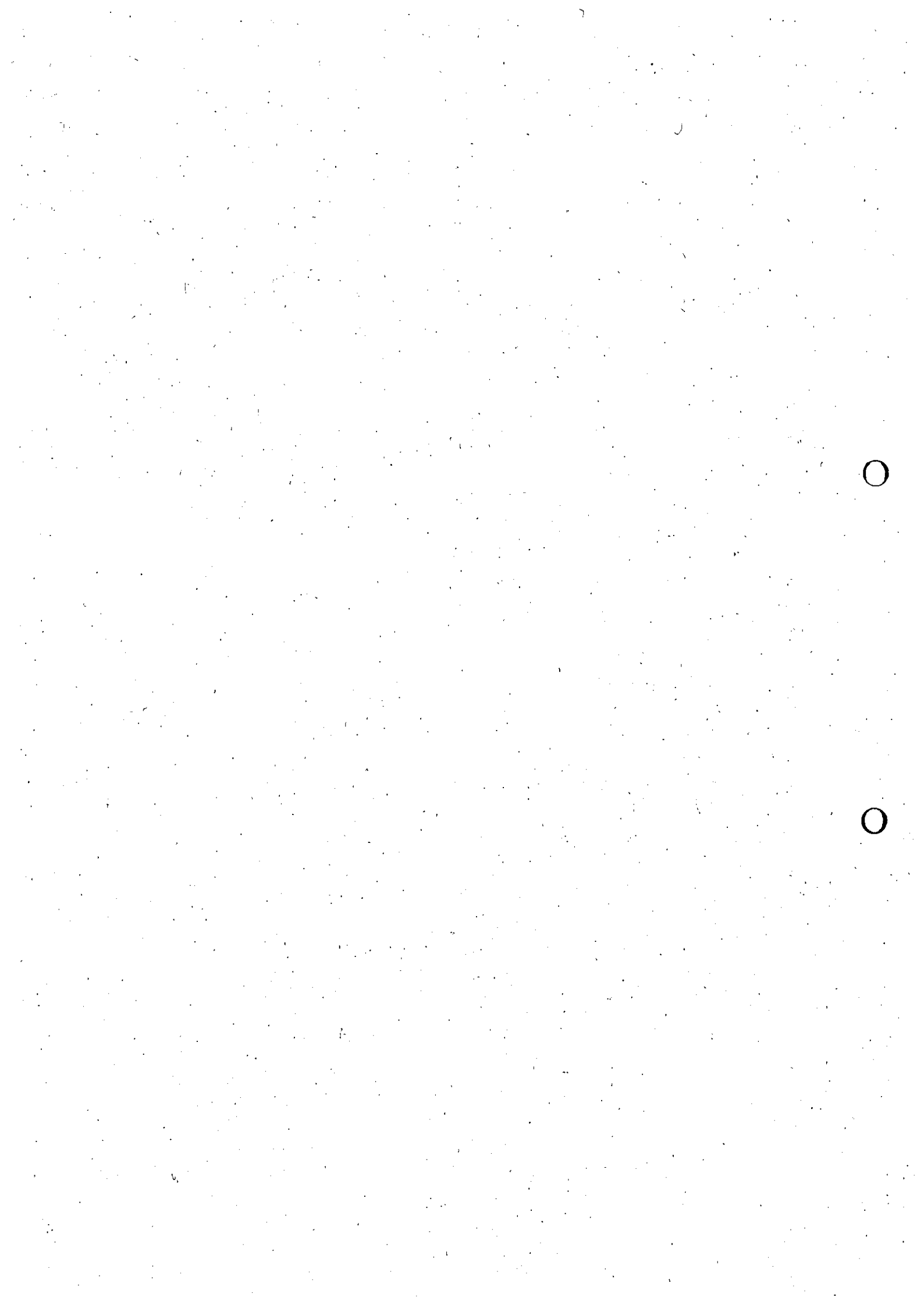


第 21 期第 4 回福島県内水面漁場管理委員会

資 料

福島県内水面漁場管理委員会



議 案

議案第1号 遊漁規則変更認可(内共第10号)について(諮問) 内共第10号 鮫川漁業協同組合

諮問文	1
新旧対照表	2
審査一覧	4
遊漁規則変更認可申請書(写)	5
答申文(案)	6

議案第2号 遊漁規則変更認可(内共第18号)について(諮問) 内共第18号 阿賀川非出資漁業協同組合

諮問文	7
新旧対照表	8
審査一覧	11
遊漁規則変更認可申請書(写)	12
答申文(案)	13

議案第3号 遊漁規則変更認可(内共第19号)について(諮問) 内共第19号 会津非出資漁業協同組合

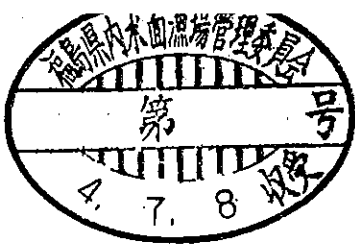
諮問文	14
新旧対照表	15
審査一覧	17
遊漁規則変更認可申請書(写)	18
答申文(案)	19

【参考】

遊漁規則について	20
遊漁規則の変更手続きについて	22
遊漁規則認可基準	23
遊漁規則認可基準細則	24

報告事項

ア	漁業法第 90 条に基づく報告について（区画漁業権）	-----	2 5
イ	漁業権一斉切替事務日程について（共同漁業権・区画漁業権）	-----	3 4
ウ	全国内水面漁場管理委員会連合会令和 4 年度通常総会について		3 7
	通常総会次第	-----	3 8
	第 2 号議案 令和 3 年度事業報告、収支決算案及び剰余金 処分案について	---	3 9
	第 3 号議案 令和 4 年度事業計画案及び収支予算案について	---	4 4
	第 4 号議案 令和 4 年度提案書案について	-----	5 0
エ	第五種共同漁業権に係る令和 4 年度目標増殖量未達成協議について	-----	6.4



議案第1号

4生流第1311号
令和4年7月8日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜優 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第10号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 申請者 鮫川漁業協同組合代表理事組合長 阿部 廣
- 2 遊漁規則変更の内容及び理由
 - (1) 内容
禁止区域の変更
 - (2) 理由
天然あゆの増殖を図るために、禁止区域の変更をするもの。
- 3 添付書類
 - (1) 遊漁規則変更新旧対照表
 - (2) 遊漁規則変更認可に係る審査一覧

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379）

鮫川本流以外の区域
但し入遠野川の大平地区大平橋下流は除く

投網についてのみ一月一日
から二月三十一日まで

23 略

第六条、第十二条 略

附則

この規則は、令和五年一月一日から施行する。

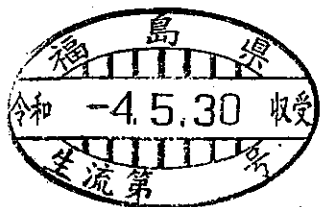
第六、第十二条 略

鮫川漁業協同組合内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

変 更 (案)		現 行	
<p>第一条〜第四条 略</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第五条 前条第一項に規定する期間内であっても、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</p>			
区域	期間	区域	期間
いわき市地内高柴ダムより下流福島県企業局 いわき事業所沼部ポンプ場取水堰までの区域	一〇月一日から一月三 〇日まで ただし投網については、一 月一日から一月三十一日ま で	いわき市地内高柴ダムより下流福島県企業局 いわき事業所沼部ポンプ場取水堰までの区域	一〇月一日から一月三〇 日まで ただし、投網については、一 〇月一日から翌年八月三十一 日まで
高柴ダムより上流の区域	投網についてのみ一〇月一 六日から翌年九月一四日 まで	高柴ダムより上流の区域	投網についてのみ一〇月一日 から翌年八月三十一日まで
大風川遊歩道区域及び東白川郡鮫川村大字 赤坂中野字新宿地内の区域	一月一日から一月三十一 日まで	大風川遊歩道区域及び東白川郡鮫川村大字 赤坂中野字新宿地内の区域	一月一日から一月三十一日 まで
柿の沢地区柿の沢橋より上流の区域	投網についてのみ一月一日 から一月三十一日まで	右記区域以外の区域	投網についてのみ一月一日か ら一月三十一日まで

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者		内共第10号 鮫川漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 通常総代会議事録謄本 5 通常総代会議案書（令和4年度）
変更内容		第5条に規定する禁止区域と期間の変更
変更理由		天然アユの増殖を図り、資源の有効活用のため投網による捕獲を奨励するため、禁止区域及び投網の期間の変更をする。
水第48条第50条第52条関係法係	総代会の議決	令和4年3月6日（日）
	総代数	96名
	出席した総代数	96名 (本人出席4名、書面議決92名)
	賛成者数	95名（議長を除く全員）賛成（出席者3名、書面議決92名を含む）
	適否	適
漁第17業0条関係法係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	適
	遊漁料の額が妥当なものであることの適否	—（遊漁料の額に関して変更なし）



写

遊漁規則変更認可申請書

令和4年4月18日

福島県知事 様

いわき市川部町川原32番地

鮫川漁業協同組合

代表理事 組合長 阿部 廣



平成25年5月17日福島県告示第356号によって公示された内共第10号に係る第5種共同漁業権について、別紙のように、鮫川漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

(案)

4 内水漁管委第__号
令和4年7月__日

福島県知事様

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 匝 優

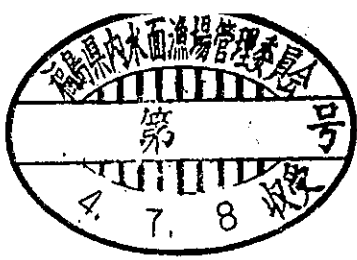
公 印

遊漁規則変更認可（内共第10号）について（答申）

令和4年7月8日付け4生流第1311号で諮問ありましたこのことについて、
当委員会の意見は下記のとおりです。

記

諮問のとおり認可することに異議ありません。



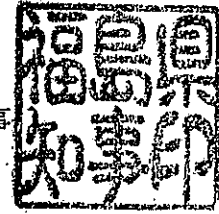
議案第2号

4生流第1308号

令和4年7月8日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜優 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第18号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

1 申請者 阿賀川非出資漁業協同組合代表理事組合長 眞壁 純一

2 遊漁規則変更の内容及び理由

(1) 内容

- ① 遊漁料の納付方法の追加
- ② 遊漁承認証に関する事項の追加
- ③ 上記①②による遊漁承認証様式の新設

(2) 理由

遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促すとともに、情報の分析及び発信を行い、組合の安定経営につなげるもの。

3 添付書類

- (1) 遊漁規則変更新旧対照表
- (2) 遊漁規則変更認可に係る審査一覧

(事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379)

附則

この規則は、認可の日から施行する。
ただし、オンラインシステムでの遊漁の承認及び遊漁料の納付は、令和五年一月一日から施行する。

変 更 (案)	現 行
<p>第一条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認をうけなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>第三条、第六条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 阿賀川非出資漁業協同組合事務所</p> <p>(2) 阿賀川非出資漁業協同組合第一地区及び第二地区の各事務所</p> <p>(3) 阿賀川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所</p> <p>(4) 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第四号とする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第九条 略</p> <p>(漁業監視員)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 漁業監視員は、別記様式第五号による漁場監視証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。</p> <p>第十一条 (略)</p>	<p>第一条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認をうけなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>第三条、第六条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第七条 略</p> <p>1 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 阿賀川非出資漁業協同組合事務所</p> <p>(2) 阿賀川非出資漁業協同組合第一地区及び第二地区の各事務所</p> <p>(3) 阿賀川非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第九条 略</p> <p>第十条 略</p> <p>2 漁業監視員は、別記様式第四号による漁場監視証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。</p> <p>第十一条 (略)</p>

別記様式第4号

遊漁承認証

No. 阿賀川非出資漁業協同組合
阿賀川非出資漁協 遊漁承認証
 年券/日券 雑魚/了コ 竿釣
 有効期限 年 月 日

写真

阿賀川非出資漁協 遊漁承認証 年券/日券 雑魚/了コ 竿釣
 有効期限
 金額
 お名前
 住所

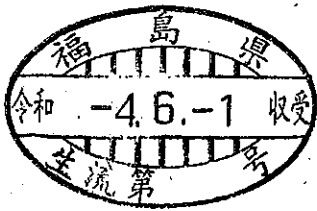
●承認期間：
 ●魚種：
 ●漁具・漁法：竿釣
 ●遊漁区域：
 ●遊漁料：
 ●注意事項
 1. 遊漁の場合は、本証を携帯すること。
 2. 本証は、他人に貸与してはならない。
 3. 監視員の要求があった時は、本証を提示しなければならぬ。
 発行者 阿賀川非出資漁業協同組合 ㊤

別記様式第4号
漁場監視員証
(略)

別記様式第5号
漁場監視員証
(略)

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者		内共第18号 阿賀川非出資漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 通常総代会議事録謄本 5 通常総代会議案書（令和4年度）
変更内容		① 第7条に規定する遊漁料の納付方法の追加 ② 第8条に規定する遊漁承認証に関する事項の追加 ③ 上記①②による様式の新設（別記様式第4号）
変更理由		遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促すとともに、情報の分析及び発信を行い、組合の安定経営につなげるもの。
水第48条第50条第52条関係法係	総代会の議決	令和4年3月27日（日）
	総代数	93名
	出席した総代数	70名 (本人出席11名、書面議決59名)
	賛成者数	69名（議長を除く全員）賛成（出席者10名、書面議決59名を含む）
	適否	適
漁第17業0条関係法係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	適
	遊漁料の額が妥当なものであることの適否	—（遊漁料の額に関して変更なし）



写

遊漁規則変更認可申請書

令和4年 5月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

住 所 河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙174番地の7

組合名 阿賀川非出資漁業協同組合

代表理事組合長 眞 壁 純 一



平成25年5月17日福島県告示第356号によって公示された内共第18号に係る第5種共同漁業権について、別添のように阿賀川非出資漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

(案)

4 内水漁管委第__号
令和4年7月__日

福島県知事様

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜 優

公 印

遊漁規則変更認可（内共第18号）について（答申）

令和4年7月8日付け4生流第1308号で諮問ありましたこのことについて、
当委員会の意見は下記のとおりです。

記

諮問のとおり認可することに異議ありません。



別記様式1~4号(略)

別記様式1~4号(略)

別記様式5号(第8条関係)

(魚種〇〇)日釣券

年 月 日

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

遊漁料金 〇〇〇〇円

取扱者 会津非出資漁業協同組合 印

魚種 〇〇 漁具・漁法 〇〇〇〇

遊漁区域 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注意事項

1. 漁場監視員が廻っておりますから、この券を見易い箇所に着し

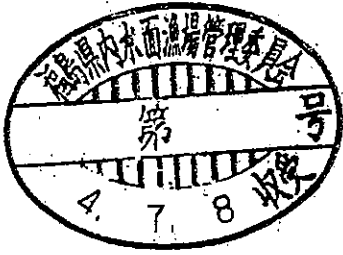
ておいてください。

2. 遊漁終了後は、発行者に返納し、期限の切れた券は、絶対使用しない

様注意してください。

遊漁規則変更認可に係る審査一覧

公示番号及び申請者		内共第19号 会津非出資漁業協同組合
申請書及び添付書類関係		1 遊漁規則変更認可申請書 2 遊漁規則変更新旧対照表 3 遊漁規則変更理由書 4 通常総代会議事録謄本 5 通常総代会議案書（令和4年度）
変更内容		① 第7条に規定する遊漁料の納付方法の追加 ② 第8条に規定する遊漁承認証に関する事項の追加 ③ 上記①②による様式の新設（別記様式第5号）
変更理由		遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促し、無券遊漁者の抑制と遊漁者誘致を行い遊漁料収入増加につなげるもの。
水第48条第50条第52条関係法係	総代会の議決	令和4年3月20日（日）
	総代数	100名
	出席した総代数	93名 (本人出席12名、書面議決81名)
	賛成者数	92名（議長を除く全員）賛成（出席者11名、書面議決81名を含む）
	適否	適
漁第17業0条関係法係	遊漁を不当に制限しないものであることの適否	適
	遊漁料の額が妥当なものであることの適否	—（遊漁料の額に関して変更なし）

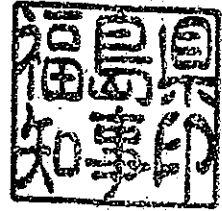


議案第3号

4生流第1260号
令和4年7月8日

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜優 様

福島県知事



遊漁規則変更認可（内共第19号）について（諮問）

このことについて、下記のとおり申請がありましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 申請者 会津非出資漁業協同組合代表理事組合長 堀内 光夫
- 2 遊漁規則変更の内容及び理由

(1) 内容

- ① 遊漁料の納付方法の追加
- ② 遊漁承認証に関する事項の追加
- ③ 上記①②による遊漁承認証様式の新設

(2) 理由

遊漁承認証をオンラインで販売することにより、遊漁者の利便性を図り、事前購入を促し、無券遊漁者の抑制と遊漁者誘致を行い遊漁料収入増加につなげるもの。

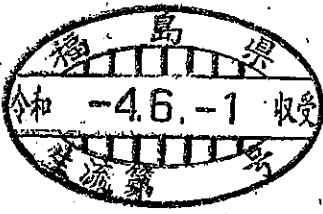
3 添付書類

- (1) 遊漁規則変更新旧対照表
- (2) 遊漁規則変更認可に係る審査一覧

(事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379)

会津非出資漁業協同組合内共第十九号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

変 更 (案)	現 行
<p>第一条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認をうけなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>第三条〜第六条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 会津非出資漁業協同組合事務所</p> <p>(2) 会津非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所</p> <p>(3) 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記第五号とする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第九条〜第十一条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、認可の日から施行する。</p>	<p>第一条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認をうけなければならない。</p> <p>2、3 略</p> <p>第三条〜第六条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 会津非出資漁業協同組合事務所</p> <p>(2) 会津非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、別記様式第一号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第九条〜第十一条 略</p>



遊漁規則変更認可申請書

令和4年5月31日

福島県知事様

福島県会津若松市北会津町三本松字中川大川向 27 番地

会津非出資漁業協同組合

代表理事組合長 堀内 光夫

平成 25 年 5 月 17 日福島県告示第 356 号によって公示された内共第 19 号に係る第 5 種共同漁業権について、別添のように会津非出資漁業協同組合内共 19 号第 5 種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて、認可を申請します。

(案)

4 内水漁管委第__号
令和4年7月__日

福島県知事様

福島県内水面漁場管理委員会
会長 片山 亜 優

公 印

遊漁規則変更認可（内共第19号）について（答申）

令和4年7月8日付け4生流第1260号で諮問ありましたこのことについて、
当委員会の意見は下記のとおりです。

記

諮問のとおり認可することに異議ありません。

遊漁規則について

令和3年7月30日

福島県農林水産部水産課

1 概要

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合が、その漁業権漁場内で組合員以外の者（＝遊漁者）が行う漁業権対象種の採捕（＝遊漁）について一定の制限をするときに、都道府県知事の認可を受けて定めなければならない規則。

（根拠法：漁業法第170条第1項）

（参 考）

漁業権行使規則…漁協が、組合員が行う漁業権に基づく漁業について、資格や区域、期間、漁業の方法等を定めているもの。制定、変更には都道府県知事の認可が必要。

2 遊漁規則について

(1) 規則に定める内容

漁業法第170条第1項に規定。

- ・ 遊漁についての制限の範囲
 - 採捕期間、漁具、漁法、採捕の禁止区域、採捕サイズなど
- ・ 遊漁料の額及びその納付の方法
 - 年券、日づり券、現場加算額 納付場所
- ・ 遊漁承認証に関する事項
 - 遊漁承認証の様式
- ・ 遊漁に際し守るべき事項
- ・ その他農林水産省令で定める事項
 - 漁場監視員に関する事項、違反者に対する措置に関する事項

(2) 認可の基準

漁業法第170条第5項に規定。

都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- ・ 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- ・ 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

(3) 認可の手続き

漁業法第170条第1項、第3項、第4項、第7項、第8項に規定。

- ・ 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域にお

いてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

・遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

・第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

・都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

・遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても同様とする。

遊漁規則の変更手続きについて

令和2年2月13日
福島県水産課

1 総(代)会の開催

水産業協同組合法第48条第1項第9号に定められているため、総(代)会の議決が必要です。

- ※ 総(代)会の開催前に、事前に理事会において議題を確認しておいてください。
- ※ 議題は「遊漁規則の変更について」としてください。
- ※ 議案の採決の際には賛成者の人数をはっきりさせ、議事録に記載してください。
(「異議無しの声多数」などの採決は不適當です)
- ※ 附帯決議として「行政庁の指導により、字句の修正等の変更がありえる」等の内容を記載してください。

2 申請書の提出

必要書類

(1) 遊漁規則変更認可申請書

- ※ 様式は福島県内水面漁業調整規則第4号様式を参照してください。

(2) 遊漁規則変更新旧対照表

(3) 遊漁規則変更理由書

- ※ 遊漁規則を変更したい理由を記し、任意様式により作成してください。
- ※ 「行政庁の指導により、字句の修正等の変更がありえる」等の内容を記載してください。

(4) 総(代)会議事録謄本

(5) 総(代)会議案書

—遊漁料の増額改定の場合—

(6) 「遊漁料算定方法」を記述した書類

- ※ 任意様式により作成してください。

(7) 「遊漁料完全徴収のための方策」について記述した書類

- ※ 任意様式により作成してください。

(8) 過去2年の総(代)会資料

※現場加算額の増額改定のみの場合は、(6)及び(8)は必要ありません。

3 認可・施行

遊漁規則認可基準により審査のうえ、内水面漁場管理委員会へ諮問され、その答申を得て、知事によって認可されます。なお、現場加算額の増額改定のみの遊漁規則変更の場合は、遊漁規則認可基準2(6)及び(7)のみを審査いたします。

変更された規則の施行日から、新しい規則が適用となります。なお、変更認可された遊漁規則は県報に公示されます。

遊 漁 規 則 認 可 基 準

1 遊漁を不当に制限しないものであること。

(1) 次の事項につき組合員と遊漁者との取扱いが公平なものであること。

ただし、漁具漁法については、漁業権行使規則により組合員の行使者の資格及びその他の制限をしている場合は、この限りでない。

- ア 漁場区域
- イ 採捕期間
- ウ 全長制限
- エ 漁具漁法
- オ その他

2 遊漁料の額が妥当なものであること。

(1) 遊漁料の増額改定は、組合運営の健全化を図るために、次に掲げる事項の改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。

- ア 一般管理費の経費節減
- イ 増殖事業の適正化
- ウ 組合費（組合員賦課金及び漁業料を言う。以下同じ。）の完全徴収
- エ 遊漁料完全徴収のための方策

(2) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入総額を上回っていること。

(3) 同種漁業につき、遊漁料の額（現場加算額を除く。）が次の範囲内であること。

ア 組合費の130%以下でかつ現行遊漁料金の150%以下（特別料金を除く。）であること。

(4) 一日利用料金が設けられていること。

(5) 一日利用料金は、同種漁業の年利用料金基本額の25%以下であること。

(6) 現場加算額の増額改定は、2(1)イ及びエの改善を行ったうえでも、なお必要と判断される場合であること。

(7) 現場加算額は、一日利用料金を上回るものでないこと。

(8) ただし、知事が特に認めた場合には、この限りではない。

(付 則)

- 1 この基準は、平成5年3月15日から施行する。
- 2 遊漁規則認可基準（昭和50年6月20日）は、廃止する。

(付 則)

- 1 この基準は、平成25年7月16日から施行する。

(付 則)

- 1 この基準は、令和2年 2月13日から施行する。

1 遊漁を不当に制限しないものであることについて

- ア 漁場区域 漁業権行使規則の規定と同じであること。
- イ 採捕期間 漁業権行使規則の規定と同じで、かつ、福島県内水面漁業調整規則の規定に抵触していないこと。
- ウ 全長制限 同上
- エ 漁具漁法 漁業権行使規則に経験年数又は統数制限を行っているもの以外は、遊漁者の漁具漁法として認めていること。
- オ その他 漁場の特殊事情によりなんらかの規定・制限等を行う場合は、組合員と遊漁者とが同一になっていること。

2 遊漁料の額が妥当なものであることについて

- (1) 遊漁料の増額改定を行おうとする組合は、あらかじめ次に掲げる資料の全部又は一部を準備し、県と協議すること。
 - ア 過去2か年の決算書及び収支予算書
 - イ 過去2か年の増殖実績及び増殖計画
 - ウ 過去2か年の組合費納入状況
 - エ 過去2か年の遊漁料収入状況及び遊漁承認証発行枚数
 - オ 遊漁料徴収方法
- (2) 組合経営の健全化のために改善を行っているかの判断は、次による。
 - ア 一般管理費のうち支出が前年度に比べ相当増加している科目又は必要以上に支出していると判断される科目については、事情を確認し経費節減可能額を求め、その金額を除いた額をもって支出額とみなす。
 - イ 組合から提出された増殖計画は、県が別に定める河川別有効放流量（以下「有効放流量」と言う。）の範囲内であること。この場合、有効放流量が賄える額以上に種苗放流費を支出している組合にあっては、有効放流量が賄える額を種苗放流費とみなす。
 - ウ 組合費は、完全徴収した額を決算額とみなす。
ただし、住所不明その他特別の事情により徴収が不能な場合はこの限りでない。
 - エ 上記ア～ウの見直しを行った後の純利益が、見直し後の総支出額に当該年度の消費者物価指数を乗じた額及び経営安定化のために必要な額（収入決算額が1,000万円以下の組合にあっては、その10%、1,000万円を超える組合にあっては、100万円又は5%まで）の合計額以上の場合、申請することができない。
- (3) 増殖及び漁場管理費が遊漁料収入を上回っているかの判断は、次による。
 - ア さけ増殖事業を行っていない組合

$$(\text{採捕費} + \text{種苗費} + \text{放流費} + \text{監視費} + \text{河川管理費}) + (\text{一般管理費} \times 1/2)$$

$$= \text{増殖及び漁場管理費} > \text{遊漁料}$$
 - イ さけ増殖事業を行なっている組合

$$(\text{採捕費} + \text{種苗費} + \text{放流費} + \text{監視費} + \text{河川管理費}) - (\text{さけ増殖事業に要した経費})$$

$$+ (\text{一般管理費} \times 1/3) = \text{増殖及び漁場管理費} > \text{遊漁料}$$
- (4) 年利用料金基本額とは、組合費×130%で求められた額を言う。この場合において認可限度額は、年利用料金基本額の100円未満を四捨五入した額（消費税を含む。）とする。
- (5) 遊漁料基本額とは、年利用料金基本額又は年利用料金基本額×25%で求められた額を言う。この場合において日釣りの認可限度額は、遊漁料基本額の100円未満を四捨五入した額（消費税を含む。）とする。

O

O

第2種区画漁業権生産状況(令和2年1月1日～12月31日)

漁業権者	免許 番号	漁場	漁業の名称	魚種	放養数量		生産量		備考
					(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	
熊田 純幸	1	大谷池	こい養殖業	こい	3,000	0	30,000		
	3	大池	こい養殖業	こい	3,000	0	30,000		
	5	善宝池	こい養殖業	こい	0	0	0		休業(除染作業中のため休止)
	26	七ツ池	こい養殖業	こい	4,000	0	40,000		
佐藤 悠夫 廣瀬 義晴 代節木 征夫 熊田 真幸 柳原田養殖場	28	北沢ため池	こい養殖業	こい	8,000	0	100,000		
	29	山田池	こい養殖業	こい	2,000	0	20,000		
	30	堂尻ため池	こい養殖業	こい	1,500	0	15,000		
	31	本沢池	こい養殖業	こい	1,000	0	10,000		
	32	延命池	こい養殖業	こい	2,000	0	20,000		
	33	上の池	こい養殖業	こい	4,000	0	40,000		
	34	世平池	こい養殖業	こい	128	0	1,280		
	35	真米池	こい養殖業	こい	11,000	0	110,000		
	39	赤坂ため池	こい養殖業	こい	0	0	0		休業(平成30年に腫から放射能が検出されたため休止中)
	40	黒森ため池	こい養殖業	こい	2,000	0	20,000		
	22	新池	こい養殖業	こい	0	0	0		令和2年1月1日から令和3年12月31日まで休業(新型コロナウイルス感染症による販売不振のため)
	廣瀬 一臣	4	上ノ池	きんぎょ養殖業	きんぎょ	0	0	0	
6		五百淵池	こい養殖業	こい	0	0	0		平成31年1月1日から令和3年12月31日まで休業(除染の為)
7		酒蔵池	こい養殖業	こい	0	0	0		平成31年1月1日から令和4年12月31日まで休業(放射能が高い為)
9		鶴宮池	こい養殖業	こい	500	0	3,000		
10		新池	こい養殖業	こい	700	0	6,000		
14		大久保池	こい養殖業	こい	0	0	0		平成31年1月1日から令和5年12月31日まで休業(除染の為)
15		万瀬池	こい養殖業	こい	0	0	0		平成31年1月1日から令和3年12月31日まで休業(除染の為)
27		釜の前池	こい養殖業	こい	3,000	0	30,000		
8		美女池	こい養殖業	こい	29,000	0	37,000		
11		荒池	こい養殖業	こい	2,200	0	38,000		取上の内 21,000kg 養女池に放養
七海 勝也	36	北の内池	こい養殖業	こい	6,000	0	9,000		
	37	松房池	こい養殖業	こい	13,000	0	27,000		
	38	牡丹池	こい養殖業	こい	4,900	0	13,500		
	12	知行池	こい養殖業	こい	0	0	0		平成31年1月1日から令和4年12月31日まで休業(理由:体カその他)
	13	海通池	こい養殖業	こい	0	0	0		
	16	馬場池	こい養殖業	こい	0	0	0		
	17	栗ノ木池	こい養殖業	こい	0	0	0		
	18	新高野池	こい養殖業	こい	0	0	0		
	19	高野池	こい養殖業	こい	0	0	0		
	代酒井 徳江 廣瀬 一臣 熊田 意道 古川 常雄	20	かつぎ下ため池	こい養殖業	こい	4,350	0	7,800	
21		長池	こい養殖業	こい	0	0	0		令和2年1月1日から令和5年12月31日まで休業(理由:放射能汚染の風評被害による販売不振のため。)
23		大久保池	こい養殖業	こい	0	0	0		令和2年5月1日から令和5年12月31日まで休業(理由:原発と、コロナの影響による販売停止のため。体カその他の割合者。)
24		三本木南池	こい養殖業	こい	0	0	0		令和2年4月1日から令和5年12月31日まで休業(理由:放射能汚染の風評被害と、新型コロナウイルス感染症の影響で販売不振のため。体カその他の割合者。3の割合)
25		三本木北池	こい養殖業	こい	10,000	0	15,000		

○漁業法(抄)

(休業の届出)

第八十七条 個別漁業権を有する者が当該個別漁業権の内容たる漁業を一漁業時期以上にあつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

(休業による漁業権の取消し)

第八十九条 都道府県知事は、漁業権者がその有する漁業権の内容たる漁業の免許の日又は移転に係る認可の日から一年間又は引き続き二年間休業したときは、当該漁業権を取り消すことができる。

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(報告徴収等)

第一百七十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

○漁業法施行規則(抄)

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

が必要である(施行規則第22条第1項)。また、聴取した意見についての検討結果は、公表しなければならないとされており(法第64条第2項)、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じてインターネット等を利用して具体的に公表することが適当である。

なお、海区漁場計画の要件として、適切かつ有効に活用されている漁業権が団体漁業権であるときは、当該漁業権が団体漁業権として設定されていることとされている(法第63条第1項第3号)。当該海区漁場計画の作成の際、漁業協同組合等が当該団体漁業権に関して、総会又は総会の部会の特別決議等を行って意見を集約した場合には、その意見を当該漁業協同組合等の意見として取り扱われたい。

また、都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととされており(法第64条第4項)、その際、新たに漁業権の設定が行われるときは、その妥当性を明らかにする必要がある。

4 海区漁場計画の変更

都道府県知事が、海面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、漁場利用の変化、社会経済的状況や海況の変化に応じて海区漁場計画を検討し、見直すことは重要である。検討や見直しの結果、定置漁業権から区画漁業権への転換等の利用方法の変更、漁業の種類を追加、漁業時期の延長等を行うに当たっては、現状の漁業権の設定状況、漁場の活用状況や安定的な漁場利用の観点を踏まえ、関係者と紛争が生じないように調整を図り、紛争が生じた場合には紛争の解決を図りながら、海区漁場計画を変更することとなる。

5 その他

構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第26条における酒税法の最低製造数量基準の特例について、特区の周辺の漁場の区域内において養殖される海藻等を使って酒類を製造する場合には、海区漁場計画の「漁業権の設定に関し必要な事項」の中に、個別漁業権の関係地区を記載し、これを明らかにするよう留意されたい。あわせて、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。以下「改正法」という。)附則第9条第1項等の規定により改正後の法の免許とみなされる改正前の法の漁業の免許で定められている地元地区又は関係地区は、法第62条第2項第1号に規定する関係地区と解するものとする。

第4 漁業権

1 漁業の免許

法第73条第2項第1号の場合は、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート(別紙2)を添付するので、これにより運用されたい。

法第73条第2項第1号以外の場合は、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に対して免許をするものとされている(法第73条第2項第2号)。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、新たに設定された個別漁業権につ

いて複数の免許の申請があった場合に判断することとなる。

この場合においては、生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案することが適当と考えられる。また、同じ都道府県の水面であっても、個別漁業権の対象となる魚種や漁場の条件により、判断基準が異なることは当然と考えられる。このため、あらかじめ判断基準を定め、複数の免許の申請があった場合に速やかに免許することができるようにしておくことが望ましい。

なお、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用する責務を有していることから、漁場を活用しなくなった場合においても、その後の持続的な生産活動に支障を及ぼさないようにすべきであり、免許の際、関係者に対し、撤退時等の対応も含めて都道府県知事が責任を持って必要な助言・指導を行うことが適当である。

2 資源管理の状況等の報告

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認められて免許されるものであり、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない（法第90条第1項及び施行規則第28条）。また、都道府県知事は、当該報告等を受けて漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所期の目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要があるとともに、海区漁業調整委員会に対し必要な報告をするものとされている（法第90条第2項）。

また、都道府県は、前回の資源管理の状況等の報告以降、免許申請までの期間の資源管理の状況等について、必要な報告（資源管理の状況等の報告事項のうち、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）を求め、必要に応じ現場調査を行うなどして漁場利用状況を把握するものとする。これにより、直近の漁場利用状況に基づき「適切かつ有効」であるかを判断するものとする。

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

なお、都道府県は、漁業権者に対し、報告の根拠となる、水産物の漁獲・販売に関する記録の作成と保存を求めることが適当である。例えば、漁獲・販売内容が分かる伝票又は出荷データの記録の保存を求めることが想定され、適切なデータ集計に資するため、組合員行使権者においても、行使状況の基となる各自のデータの記録を残すよう努めるものとする。

また、資源評価や資源管理の充実を図る上で正確な「資源管理の状況等の報告」が適切なタイミングで行われることが重要であることを踏まえ、都道府県は、報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(1) 資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況

③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあつては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

(3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

3 指導及び勧告

都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならないとされている（法第61条）。

このため、都道府県知事は、漁業権者が次の（1）又は（2）に規定する状態にあると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し（法第91条第1項）、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべき旨を勧告するものとされている（法第91条第2項）。また、都道府県知事は、勧告をした者が、その勧告に従わないときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる（法第92条第2項第2号）。法第91条に該当する場合には、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、指導及び勧告を行うことが求められる（法第91条第3項）。

また、密漁など、水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善について漁業関係法令に違反する行為を行う者に対しては、関係行政機関と連携して取締りを実施することが適当である。

都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、都道府県知事による法第91条に基づく指導を行い、早期の

是正を目指すことが求められる。都道府県は漁業権者から資源管理の状況等の報告を受けた場合には、法第 91 条の規定による指導の必要性につき検討を行う必要がある。なお、指導又は勧告の判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙 3）を添付するので、これにより運用されたい。

(1) 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき（法第 91 条第 1 項第 1 号）。

「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしているとき」とは、例えば、漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げているとき、団体漁業権者が組合員行使権者に行使規則の遵守について指導を行わないなど行使規則の運用が不適切であるとき、通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しているとき等が想定される。

「海洋環境の悪化を引き起こしているとき」とは、例えば、過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させているとき、漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させているとき、甚大な被害が想定されるにもかかわらず魚類防疫の観点から適切な対応がなされていないとき等が想定される。

(2) 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき（法第 91 条第 1 項第 2 号）。

「合理的な理由」とは、第 3 の 2 (2) アに掲げるように、例えば、資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っているとき、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できないとき、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できないとき等が想定される。

また、「一部を利用していない」には、区画漁業権の利用度が著しく低く実際にはより小さい区域で同程度の生産を確保できる場合や、当該区画での養殖期間を十分に利用していない場合等も含まれる。

4 漁業生産力の発展に関する計画

団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画（以下単に「計画」という。）を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされている（法第 74 条第 2 項）。都道府県は、以下の点に配慮した取組が適切に実施されるよう、関係する漁業協同組合等に対し、必要な助言・指導を行うことが適当である。

(1) 計画の作成（別紙 4）

漁業協同組合等が計画を作成するに当たっては、組合員行使権者が計画的に漁場を利用し、団体漁業権の適切な管理を通じて地域における漁業生産が持続的に行われるよう、計画の取組内容が創意工夫あるものとするのが適当である。

また、計画においては、その計画の対象となる全ての漁業権を明らかにする必要があるが、対象となる魚種、漁業の種類、漁場の活用状況等を勘案し、複数の団体漁業権を有する漁業協同組合等が複数の漁業権をまとめた形式で作成することも可能とする。

計画については、総会、総代会又は総会の部会の決議を経ることが適当である。その際、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 48 条第 1 項第 3 号に規定する毎事

業年度の事業計画に関する決議に併せて行うなど、手続を工夫することは可能である。また、計画を作成した場合には、団体漁業権を管理する者として、例えば、ホームページに作成した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが適切である。

(2) 計画の内容及び期間

計画は、地域の実情に合わせ、「将来の自分たちのあるべき姿」、「取り組むべき課題」等について、自ら考えていくきっかけとなるものである。地域の実情に即しつつ、組合員の漁業所得の向上、若い組合員の参画、技術や経験の伝承、資源管理の推進等に資する方法を計画の内容とすることが適切である。また、第5種共同漁業権については、増殖が義務付けられていることから、種苗生産、放流等による水産動植物の増殖を効果的に実施する方法など、実態を踏まえた計画の内容となるよう留意されたい。

計画の実施期間については、団体漁業権を有する漁業協同組合等が作成する計画であり、計画の実施状況が効果的に点検できるよう、免許期間に合わせることも適切である。

(3) 計画の点検

漁業協同組合等は、1年に1回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を都道府県知事に提出するものとされている(施行規則第26条第3項)。

点検については、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関のいずれかにおいて履行状況の確認や妥当性の評価を行い、その結果を都道府県知事に提出するとともに、理事会その他これに準ずる意思決定機関において点検を行った場合には、総会、総代会又は総会の部会に報告するよう指導を行うものとする。

点検の結果、計画の変更を要する場合については、計画の作成時と同様の手続によるとともに、作成時と同様に、自らのホームページに変更した計画を掲載するなど、対外的な情報発信に努めることが適切である。

ただし、軽微な計画の変更の場合は理事会その他これに準ずる意思決定機関で決定しても差し支えない。

第5 漁業権行使規則

今回の改正により、新たに、漁業権行使規則及び入漁権行使規則(以下「漁業権行使規則等」という。)に規定する事項として、その有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合に漁業協同組合等が組合員行使権者に金銭を賦課するときはその額が追加され(法第106条第3項第3号)、当該賦課する額を含め、漁業権行使規則等は、これまでと同様、都道府県知事の認可の対象とされている(法第106条第7項)。改正法の施行の際、現に都道府県知事の認可を受けている漁業権行使規則等については、新法の認可を受けたものとみなされる(改正法附則第12条)。

このため、次回の免許の切替えまでは改正された事項について漁業権行使規則等に盛り込む必要はないが、同規則等の内容を変更するときは、変更手続を行う必要がある。

第6 行使料その他の金銭徴収

1 行使料の基本的な考え方

漁業協同組合等が有する団体漁業権をその組合員が行使する場合、漁業協同組合等は、組合員行使権者である組合員に対し、当該漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収することができるが、その内容について組合員の理解を得つつ定める必要がある。

なお、漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収するものであり、漁業協同組合等の経営改善を目的として徴収することは適当でなく、漁業権の管理目的以外に徴収する場合には、水産業協同組合法に基づく賦課金等として適切に対応するよう指導されたい。

行使料は、知事の認可を受けた行使規則により徴収される必要がある（法第106条第7項）。また、定款の定めるところにより、その額及び徴収方法について総会の決議を経る必要がある（水産業協同組合法第22条第1項並びに第48条第1項第4号及び第9号）。

都道府県においては、漁業権行使規則の認可時のみならず、行使料の収納及び管理についても透明性及び公平性が確保されるよう、適切に助言又は指導を行う必要がある。

2 行使料の内容

行使料の内容として合理性があるものとしては、当該漁業権に係る監視・取締り、漁場環境保全、資源管理、資源増殖、施設維持管理等、直接漁場の管理に必要な経費のほか、当該漁業権の管理上必要な通信費等の間接的な経費が挙げられる。

一方、行使料に含めることが妥当でないものとして、例えば、以下のものが挙げられる。

① 実施されていない役務に対する金銭徴収

実際には漁場の監視を行っていないにもかかわらず監視料を積算するなど、不要の経費を含めるもの。

② 支払金の名目と実際の使途が異なる金銭徴収

団体漁業権ではないにもかかわらず行使料の支払いを求めるなど、行使料の名目と実態が異なるもの。

③ 内容が合理的でない金銭徴収

合理的な理由なく他の組合員と比べて不当に高い行使料を徴収するなど、行使料の内容が合理的でないもの。

3 行使料の算定

行使料の算定に当たっては、漁業権の管理に要する経費を踏まえつつ、人件費、旅費、消耗品費、漁場監視に係る船舶の維持・管理費等、役務に係るコストを把握した上で金額を提示し、地域の実情に即した漁業及び養殖業が円滑に行われるよう関係者の相互理解を十分に図り、金額を設定することが適当である。なお、必ずしもコストが明らかにならない場合であっても、面積割、生産量、生簀の台数等、合理的な費用の算出を行う必要がある。また、合理的な理由なく行使料に著しい格差を設けないようにする必要がある。特に魚類養殖については、都道府県は、漁業権行使規則の認可に当たって、行使料が理由なく周辺地域と比して著しく高い設定が行われている場合は、認可しないことが適切である。

この場合、例えば、組合員行使権者が費用の妥当性を確認できる算定根拠と金額を明示した上で総会に諮るとともに、閲覧できるよう関係資料を備え付けておくなど、透明性を確保する必要がある。

4 その他の金銭徴収

公共水面を立体的・重複的に利用する漁業や養殖業については、漁業種類間や他の海

O

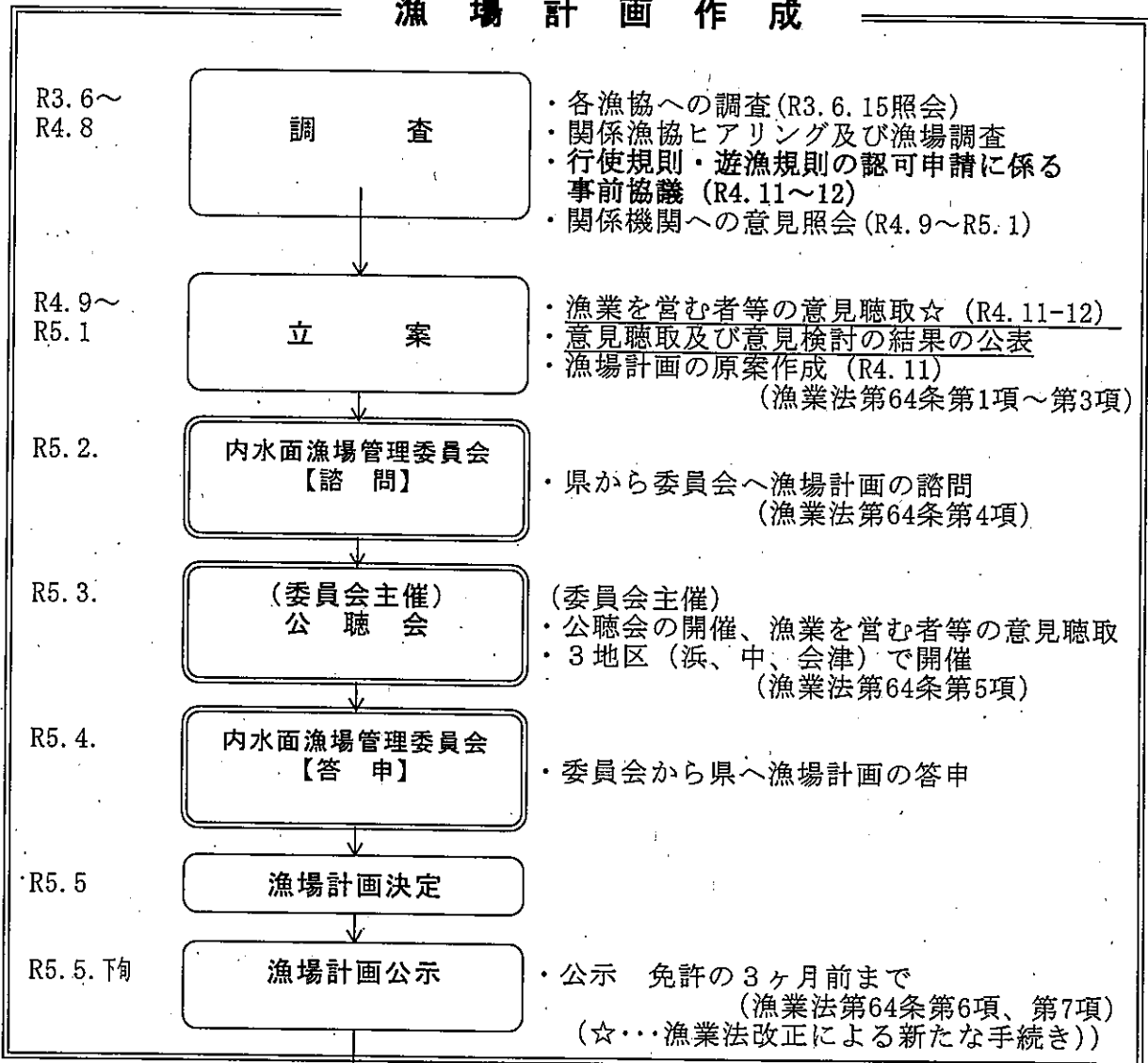
O

第五種共同漁業権一斉切替事務日程について

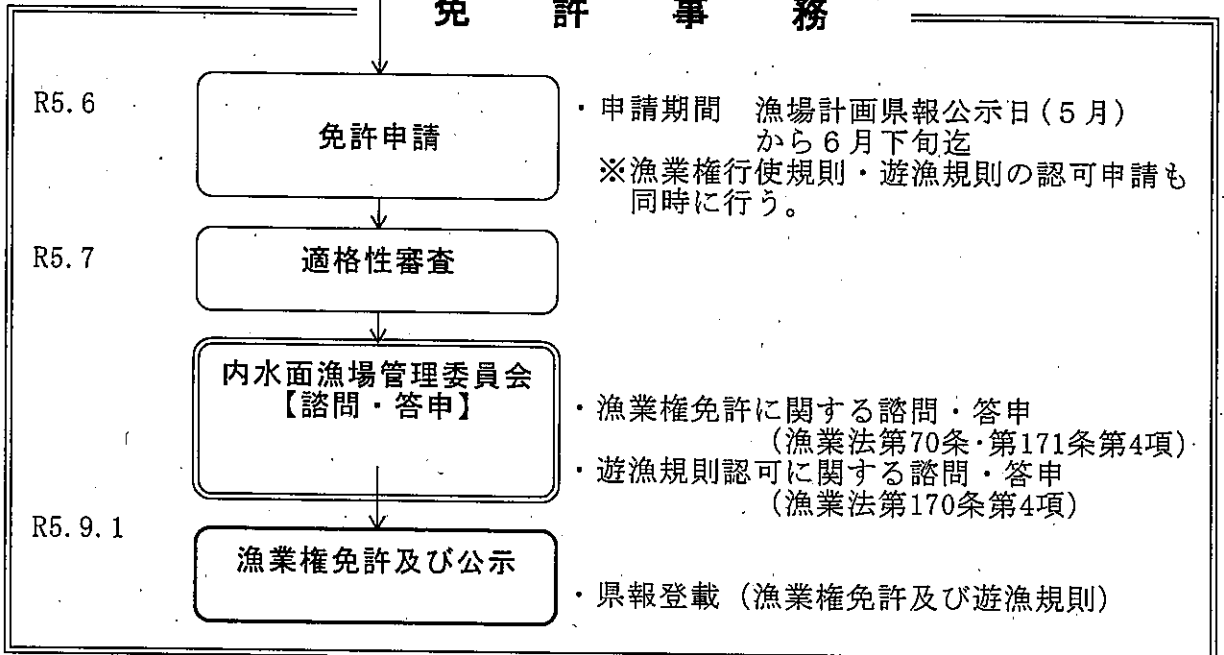
令和4年3月3日

福島県水産課漁業調整担当

漁場計画作成



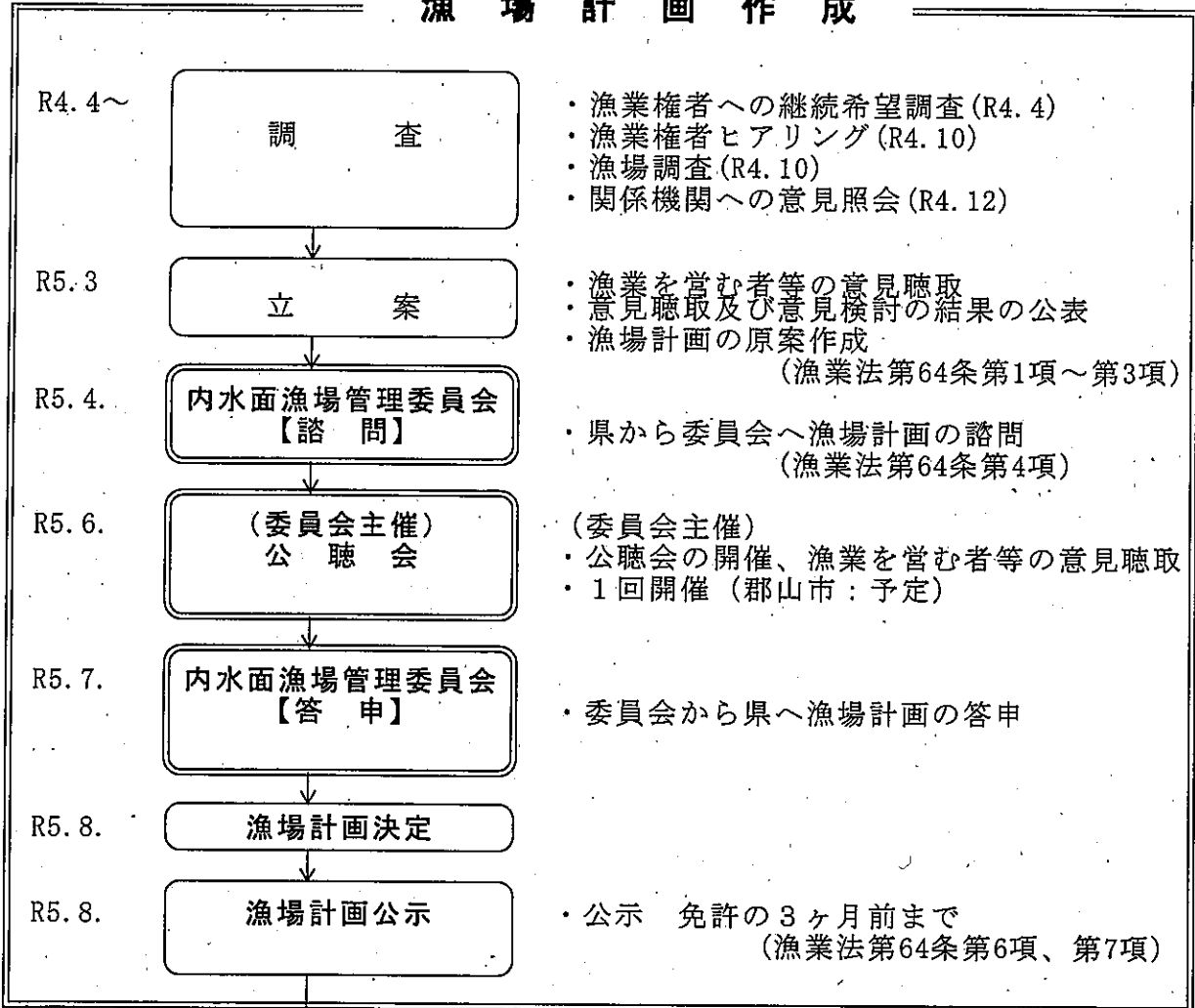
免許事務



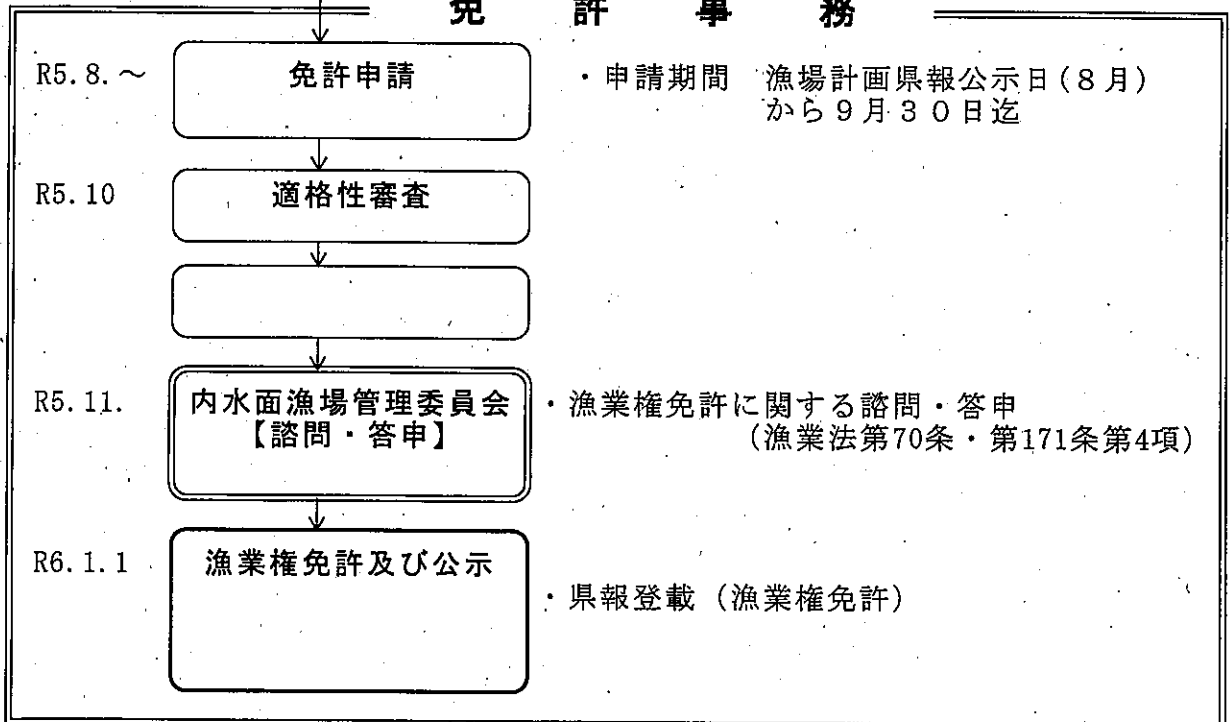
第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について

令和3年7月30日

漁場計画作成



免許事務



O

O

令和4年度

通常総会議案

期 日 令和4年5月27日(金)

場 所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 秋葉原

(東京都千代田区外神田1-7-5)

全国内水面漁場管理委員会連合会

通常総会次第

1 開 会 の 辞

2 会 長 あ い さ つ

3 来 賓 祝 辞

4 表 彰

5 議 長 選 出

6 議 長 あ い さ つ

7 議事録署名人の選出

8 議 事

第1号議案 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について

第2号議案 令和3年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

第3号議案 令和4年度事業計画案及び収支予算案について

第4号議案 令和4年度提案書案について

9 そ の 他

10 閉 会 の 辞

第2号議案

令和3年度事業報告、収支決算案及び

剰余金処分案について

O

O

令和3年度事業報告書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

1 事業の実施状況

実施年月日	実施状況
令和3年5月	令和2年度事業の監事監査を書面により実施
令和3年5月31日	令和3年度通常総会を書面により開催
7月5日	令和3年度提案（総会決議）事項を関係省庁に書面により提案
8月	第1回漁場管理対策検討会を書面により開催
11月	東日本ブロック協議会を書面により開催（東京都）
〃	中日本ブロック協議会を書面により開催（和歌山県）
〃	西日本ブロック協議会を書面により開催（大分県）
令和4年2月	役員県事務局長会議を書面により実施
3月	第2回漁場管理対策検討会を書面により実施
〃	表彰選考委員会を開催（Web）
〃	第1回役員会を開催（Web）

2 主な事業概要

(1) 通常総会

令和3年5月28日開催予定にあった通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催として、次の諸事項を審議した。

- ア 令和2年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
原案のとおり承認された。
- イ 令和3年度事業計画案及び収支予算案について
原案のとおり承認された。
- ウ 令和3年度提案書案について
原案のとおり関係省庁に提案することが決議された。提案項目は以下のとおり。
 - I 外来魚対策について
 - II 魚病対策について
 - III 鳥類による食害対策について
 - IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
 - V 放射性物質による汚染対策について
 - VI ウナギの資源回復について
 - VII 内水面漁場管理委員会制度について
- エ 次期役員案について
原案のとおり承認された。

(2) 役員会

ア 令和3年5月開催の役員会

令和3年度通常総会の議事運営等について審議を行う5月の役員会は、通常総会の書面開催に伴い中止とした。

イ 第1回役員会

令和4年3月23日、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、Web (Zoom) で開催とし、令和4年度通常総会の開催等について審議した。

(ア) 令和4年度通常総会の開催について

(イ) 令和4年度通常総会に提出する議案について

- a. 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について
- b. 令和3年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- c. 令和4年度事業計画案及び収支予算案について
- d. 令和4年度提案書案について

(ウ) 報告事項：令和4年度委員及び職員表彰について

(3) 監事監査

令和3年5月の監事監査は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催として、令和2年度の事業及び収支決算に係る監査を実施した。

(4) 表彰事業

令和3年度の委員及び職員表彰については、通常総会の書面開催及び70周年記念行事の中止により、各県内水面漁場管理委員会をとおして、表彰状及び記念品を贈呈した。

(5) 表彰選考委員会

令和4年3月23日、Web (Zoom) で開催し、令和4年度表彰の対象者の選考を行い、受賞者を決定した。

(6) 漁場管理対策検討会

ア 第1回検討会

令和3年8月の第1回検討会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面により開催した。

令和3年度提案に対する国の対応状況を整理のうえ、令和4年度提案項目(案)を検討。具体的提案内容については、アンケート調査を実施し、各ブロック協議会で検討のうえ、作成することとした。

イ 第2回検討会

令和4年3月の第2回検討会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各ブロック協議会での意見、検討結果を踏まえた事務局案をもとに、書面での意見聴取を行った。意見聴取の結果を踏まえ、漁場管理対策検討会としての提案書(案)を決定し、第1回役員会に提案することが決まった。

【令和4年度提案項目(案)】

- I 外来魚対策について
- II 魚病対策について
- III 鳥類による食害対策について
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について
- V 放射性物質による汚染対策について
- VI ウナギの資源回復について

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

(7) 令和3年度中央提案

令和3年度通常総会の決議に基づき、令和3年7月5日に農林水産省をはじめ、国土交通省、環境省及び文部科学省に対して、書面により提案行動を実施し、問題解決に向けた理解と協力を求めた。

また、令和3年度提案内容への対応状況について、後日、各関係省庁から書面により回答を得た。

(8) ブロック協議会

東日本・中日本・西日本の各ブロック協議会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面により開催した。

ア 東日本ブロック協議会

(ア) 日時：令和3年11月

(イ) 事務局：東京都

(ウ) 検討事項等

a 令和4年度提案項目(案)について

(a) 第1回漁場管理対策検討会結果について

(b) 提案項目(案)に係るアンケート調査結果について

(c) 提案項目(案)の検討及び追加提案項目について

b ブロック内照会・協議事項について

c 次回開催県について

次回開催県：福島県

イ 中日本ブロック協議会

(ア) 日時：令和3年11月

(イ) 事務局：和歌山県

(ウ) 検討事項等

a 令和4年度提案項目(案)について

(a) 令和3年度提案結果及び令和4年度の提案の方向性について

(b) 令和4年度追加提案項目等について

b 次年度開催県について

次年度開催県：愛知県

c ブロック協議会内における照会・協議事項等について

ウ 西日本ブロック協議会

(ア) 日時：令和3年11月

(イ) 事務局：大分県

(ウ) 検討事項等

a 令和4年度中央省庁提案項目案について

(a) 令和3年度第1回漁場管理対策検討会結果

(b) 令和4年度提案項目(素案)に係る意見

(c) 令和4年度提案項目(素案)に係るアンケート調査結果

b 次期開催県について

次期開催県：愛媛県

(9) 研修会

東京都「都道府県会センター」で開催を計画していた令和3年度研修会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。

(10) 役員県事務局長会議

令和4年2月に書面にて、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和3年度事業結果・収支決算案、令和4年度事業計画案・収支予算案、令和4年度通常総会の開催について協議した。

(11) 会報等の発行

令和3年11月 「内水面漁場管理委員会委員名簿(令和3年度版)」を作成

令和3年11月 「内水面漁場管理委員会指示集」を作成

令和4年3月 「令和3年度外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成

第3号議案

令和4年度事業計画案及び収支予算案について

O

O

令和4年度事業計画書（案）

令和4年4月1日～令和5年3月31日

内水面漁業は、特色ある地域産業として、国民への食料供給に大きな役割を果たすとともに、その生産の基盤である河川・湖沼は、多様な生物の繁殖・育成の場となるほか、生活に必要な水の供給、国民の憩いの場を提供する豊かな水辺空間の創造など、国土の自然環境の保全についても密接な関わりを有する産業となっております。

しかしながら、河川・湖沼を取り巻く環境は、水質や水量の変化、河川工作物が水産生物に与える影響など、依然として内水面漁業にとって厳しいものであると言えます。

さらには、コイヘルペスウィルス病や冷水病をはじめとする各種魚病や、オオクチバス・ブルーギル等の外来魚、カワウ等の鳥類による有用魚類等の食害の問題も、内水面漁業に大きな影響を及ぼしているところです。

こうした状況に対し、全国内水面漁場管理委員会連合会は、会員相互の密接な連携と情報交換のもと、円滑な漁業調整等を図ることはもとより、内水面における総合的な水面利用や漁場環境保全等の推進という大きな役割を果たすべく、以下の事業を実施いたします。

1 通常総会

令和4年5月27日、東京「TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原」にて開催し、以下の事項について審議する。

- (1) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について
- (2) 令和3年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について
- (3) 令和4年度事業計画案及び収支予算案について
- (4) 令和4年度提案書案について

2 役員会

第1回：令和4年5月27日、東京「TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原」にて開催し、通常総会の運営等について審議する。

第2回：令和5年3月に開催し、令和5年度通常総会提出議案等について審議する。

3 監事監査

令和4年5月27日、東京「TKPガーデンシティPREMIUM秋葉原」にて令和3年度事業及び収支決算について、監事による監査を実施する。

4 表彰選考委員会

委員表彰要領及び事務局職員表彰要領に基づき、令和5年度に行う表彰に向け、令和5年3月、令和5年度表彰者の選考を行い、被表彰者を決定する。

5 漁場管理対策検討会

第1回：令和4年8月に開催し、令和4年度提案結果に基づき令和5年度提案項目等につ

いて検討する。

第2回：令和5年3月に開催し、令和5年度提案書案について検討する。

6 中央提案

令和4年6月に、通常総会の決議に基づき、関係省庁に対し提案行動を実施する。

7 ブロック協議会

各ブロック内の内水面漁場に係る総合的利用のあり方及び当面する諸問題について、会員等関係機関相互の情報交換と解決方策を協議・検討するとともに、会員相互の連携を密にすることを目的として、以下の予定でブロック協議会を開催する。

- (1) 東日本ブロック協議会 福島県で開催（時期は10月～11月を予定）
- (2) 中日本ブロック協議会 愛知県 //
- (3) 西日本ブロック協議会 愛媛県 //

8 研修会

各都道府県内水面漁場管理委員並びに事務局及び都道府県職員への情報提供及び資質の向上を図ることを目的として、水産庁の協力を得て、令和4年9月に開催する。

9 役員県事務局長会議

令和5年2月に、次年度提案項目の進捗状況の報告、令和4年度事業結果・収支決算案、令和5年度事業計画案・収支予算案等について協議する。

10 会報等の発行

会員に対する情報の提供を目的として、会報を年1回発行する。

また、「内水面漁場管理委員会委員名簿」、「内水面漁場管理委員会指示集」、「外来生物及び鳥類関係影響状況等調査結果」を作成し、電子データにて会員に提供する。

【令和4年度事業予定一覧表】

開催時期	事業内容	開催場所
令和4年5月27日	令和3年度事業監事監査 第1回役員会 令和4年度通常総会 令和4年度表彰式	東京都
6月	総会決議による中央提案	東京都
8月	第1回漁場管理対策検討会	東京都
9月	研修会	東京都
10～11月	ブロック協議会 東日本 中日本 西日本	福島県 愛知県 愛媛県
令和5年2月	役員県事務局長会議	検討中
3月	表彰選考委員会 第2回漁場管理対策検討会 第2回役員会 会報No.114を発行	東京都



第4号議案

令和4年度提案書案について



提 案 書

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和4年5月27日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。

なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。

令和4年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 藤 田 利 昭

I 外来魚対策について

【趣旨】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかつた主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら法の整備が進む中、令和3年度においても未だ、共同漁業権936件中438件で外来生物による被害が発生しております。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。
- 2 密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。
- 3 外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。
- 4 新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。

II 魚病対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところでもあります。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。
- 2 KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、国が主導し進めていくとともに、近年蓄積された知見を踏まえ、公共用水域においても放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるように国が主体となった研究開発を継続的に実施すること。
- 3 水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に、閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。
- 4 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい

魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

Ⅲ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和3年度の調査では共同漁業権936件中578件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。

このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。
- 2 サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。
- 3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。

このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。
併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。
- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。
- 3 漁場管理上支障を来たしている河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと
- 4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。
また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。

さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。

5 オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。

6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。

特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。

7 濁水現象が発生するダムについては、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。

また、貧酸素水放流やダムのへドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。

8 アユについては、資源量の増減メカニズムが解明されていない中、近年、特に日本海側では天然遡上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。

淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。
- 2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。
- 4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。
- 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。
また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。
- 3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。
- 4 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取組みを一層推進していくこと。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会会則

(目的)

第1条 この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会相互の連絡と結集により内水面漁業行政の推進向上を図るをもって目的とする。

(名称)

第2条 この会は、全国内水面漁場管理委員会連合会と称する。

(会員)

第3条 この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)をもって構成する。

(事務局)

第4条 この会に事務局を置く。事務局は、会長の属する委員会所在地の都道府県に置く。

(事業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 委員会の相互連絡協議
- (2) 内水面漁業行政の推進向上に関する事項
- (3) その他総会において必要と認める事項

(総会)

第6条 この会は、毎年5月通常総会を招集するほか、必要により臨時総会を招集することができる。

2 総会の議長は、会長となる。

(役員等)

第7条 この会の役員として理事9人、監事3人を置く。

2 役員は、総会において会員である内水面漁場管理委員会の会長の職にある者のうちから選任し、役員任期は4年とする。ただし、役員が自己の属する内水面漁場管理委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間を継承する。

3 役員は、第11条で規定する各ブロックから4名を選出するものとする。

4 この会は、会長1人、副会長3人を置き理事の中から互選する。

ただし、会長については、平成21年度の総会までは、東日本ブロック選出の理事から、その後は平成21年度の通常総会時において、第11条で規定する中日本ブロック選出の理事から、さらにその後は、任期毎に西日本ブロック、東日本ブロック、中日本ブロックの順で各ブロックから選出された理事の中から選ぶものとする。

5 この会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問は、会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の指定する順位により職務を代理する。

(経費)

第9条 この会の経費は、会員の負担金及びその他をもってこれに充てる。

2 会員の負担金は、年額13万円とする。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(区分)

第11条 この会は、全国を東日本、中日本、西日本の3ブロックに分ける。

(変更又は廃止)

第12条 この会則の変更又は廃止は、総会に諮りこれを定める。

附 則

この会則は、昭和41年5月26日から施行する。

この会則は、昭和43年5月11日から施行する。

この会則は、昭和44年5月8日から施行する。

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

この会則は、昭和51年5月18日から施行する。

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年5月18日から施行する。

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

この会則は、平成5年5月19日から施行する。

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

この会則は、平成13年5月30日から施行する。

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

この会則は、平成20年5月23日から施行する。

この会則は、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この会則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。



3内水漁管委29号
令和4年2月25日

各内水面漁業協同組合代表理事組合長 様

福島県内水面漁場管理委員会会長



第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量について（通知）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、通知いたします。

この目標増殖量は、漁業法第168条の規定に基づく増殖の最低数量であることを十分承知されるようお願いいたします。

なお、漁業権の行使が制限されている実情を鑑み、目標増殖量の達成が困難な場合には、県と協議した上で対応されますようお願いいたします。

（事務担当 書記 村上 電話 024-521-7379（福島県水産課内））

令和4年度目標増殖量

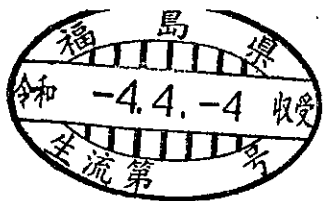
第270号 報 福 島 県 令和4年2月25日 金曜日 95

漁業権番号	河川名	漁業権者名	こ	い	ふ	な	あ	ゆ	う		い	わ	や	ま	ひ	め	す	わ	か	さ	ぎ	う	な	ぎ	
									種苗放流	産卵場造成															
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	kg	42	kg	42	kg	126	尾	1,400	箇所	尾	2,800	尾	10,500	尾	-	-	-	万粒	100	-	kg	7	-
内共第2号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	105	-	14	-	180	-	2,800	-	-	1,050	14,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	
内共第3号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	35	-	14	-	35	-	1,400	-	-	1,050	5,600	-	-	-	-	-	-	70	-	3	-		
内共第4号	請戸川	宝原川・高瀬川漁業協同組合 泉田川漁業協同組合	56	-	56	-	550	-	3,500	-	-	7,700	70,000	-	-	-	-	-	70	-	21	-			
内共第5号	熊川	熊川漁業協同組合	-	-	-	120	-	700	-	-	-	8,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
内共第6号	富岡川	富岡川漁業協同組合	-	-	-	75	-	400	-	2	2,100	3,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	-	-	-	45	-	-	-	-	5,600	5,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	28	-	-	250	-	700	-	-	21,000	24,500	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-			
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	140	-	210	-	250	-	21,000	-	3,500	56,000	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-			
内共第10号	鮫川	鮫川漁業協同組合	91	-	91	-	900	-	9,100	-	7,000	28,000	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-			
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	2,800	-	1,050	-	1,200	-	140,000	-	39,200	66,500	-	-	-	-	-	-	700	-	70	-			
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	49	-	-	750	-	5,200	-	4	-	42,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	63	-	1,050	-	-	-	94,900	-	2	17,500	7,000	-	-	-	-	-	-	-	35	-			
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	35	-	35	-	-	-	7,000	-	22,400	15,400	-	-	-	-	-	-	1,470	-	-	-			
内共第15号	小野川湖	榎原漁業協同組合	28	-	28	-	-	-	3,500	-	8,400	5,600	-	-	-	-	-	-	700	-	20	-			
内共第16号	榎原湖	榎原漁業協同組合	210	-	210	-	-	-	42,000	-	37,100	22,400	-	-	-	-	-	-	5,390	-	30	-			

96 第270号 報 福 島 県 令和4年2月25日 金曜日

内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	-	350	-	-	-	5,600	-	14,700	9,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	-	700	678	-	-	35,000	-	28,000	14,000	-	-	-	-	-	-	70	-	-	-	
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	-	-	-	1,337	-	-	6,300	4	35,000	21,000	-	-	-	-	-	-	70	-	7	-	
内共第20号	大川	南会津東部非出資漁業協同組合	210	-	-	855	-	-	4,000	5	35,700	25,900	-	-	-	-	-	-	700	-	-	-	
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	-	182	126	-	-	3,800	1	16,800	10,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	-	-	-	300	-	-	4,200	-	11,200	11,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	140	-	-	-	-	-	2,000	3	24,500	33,600	-	-	-	-	-	-	1,260	-	-	-	
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	-	-	-	3,500	-	-	26,400	10	112,000	42,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
内共第26号	榎枝川 只見川	榎枝村漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	31,500	7,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 榎枝村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	-	140	-	-	-	8,400	-	23,800	23,800	-	-	-	-	-	-	140	-	-	-	
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	榎枝村漁業協同組合 利根漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	4,200	2,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			5,474	-	4,172	11,277	-	-	429,300	31	513,800	585,200	32,200	10,740	-	-	-	-	-	-	245	-	

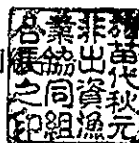
福 島 県 報 社 第 一 印 刷 所 発行 者 報 社 第 一 印 刷 所 印刷 所 令和4年2月25日 金曜日 再生紙を使用しています。【定価 1冊目 3,560円】



令和 4 年 4 月 1 日

福島県農林水産部長 様

猪苗代・秋元非出資漁業協同
代表理事組合長 薄 智志



第五種共同漁業権に係る令和 4 年度目標増殖量について（協議）

令和 4 年 2 月 25 日付け 3 内水漁管委第 29 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり目標増殖量の達成が困難なため協議します。

記

- 1 対象となる漁業権漁場
内共第 14 号
- 2 目標増殖量の達成が困難な漁業権魚種
こい、ふな
- 3 目標増殖量が達成できない理由
こい、ふなは国からの出荷制限が指示されており、遊漁承認証の販売収入が見込めないことから、増殖経費の確保が困難な為



4 生 流 第 9 5 号
令 和 4 年 4 月 7 日

猪苗代・秋元非出資漁業協同組合代表理事組合長 様

福島県農林水産部長
(公 印 省 略)

第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量について(回答)
令和4年4月1日付けで協議のあったこのことについては、異議ありません。
なお、増殖事業に支障を来している状況が改善し次第、目標増殖量の達成に向け増殖を実施願います。

(事務担当 水産課 主事 村上 電話 024-521-7379)

内水面の採捕・出荷制限等の措置一覧

(令和4年3月31日現在)

I 河川・湖沼

1 県から採捕の自粛を要請した魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	適用月日	関係漁協	備考
モクスガニ	真野川	平成23年6月23日	真野川漁協	支流を含む。

2 国から摂取制限の指示のあった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	適用月日	関係漁協	備考
ヤマメ	新田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。

3 国から出荷制限の指示のあった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	適用月日	関係漁協	備考
アユ	真野川	平成23年6月27日	真野川漁協	支流を含む。
	新田川	平成23年6月27日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
イワナ	阿武隈川	平成24年4月5日	阿武隈川漁協	信夫ダムの下流(支流を含む。)
ウグイ	真野川	平成23年6月17日	真野川漁協	支流を含む。
ウナギ	阿武隈川	平成24年8月2日	阿武隈川漁協	支流を含む。
コイ	秋元湖 小野川湖 檜原湖 長瀬川	平成24年4月27日	檜原漁協 猪苗代・秋元漁協	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)
	真野川	平成24年4月27日	真野川漁協	支流を含む。
フナ	阿武隈川	平成24年5月10日	阿武隈川漁協	信夫ダムの下流(支流を含む。)
	秋元湖 長瀬川	平成24年4月27日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)
ヤマメ	真野川	平成23年6月17日	真野川漁協	支流を含む。
	新田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
	太田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
	阿武隈川	平成23年6月6日	阿武隈川漁協	支流を含む。
	猪苗代湖	平成24年4月24日	猪苗代・秋元漁協	猪苗代湖及びこれに流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及び酸川との合流点から上流の長瀬川を除く。)
	日橋川	平成24年4月24日	該当漁協なし	日橋川のうち金川発電所の上流(支流を含む。)

4 国からの出荷制限指示の解除があった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	解除月日	関係漁協	備考
アユ	阿武隈川	令和元年8月28日	阿武隈川漁協	信夫ダムの下流(支流を含む。)(平成23年6月27日に国から出荷制限の指示があったもの)
	鏡岩川	平成24年9月19日	南会津西部漁協	支流を含む。(平成24年5月31日に国から出荷制限の指示があったもの)
イワナ	只見川	平成26年8月25日	只見川漁協、野尻川漁協	本名ダムから上田ダムの間(支流を含む。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	只見川	平成26年12月11日	只見川漁協 阿賀川漁協	只見川のうち上田ダムの下流(支流を含む。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	日橋川	平成27年1月14日	阿賀川漁協 会津漁協	日橋川のうち金川発電所の下流(支流を含む。ただし東山ダムの上流を除く。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの) ※大塩川については大塩川で記載
	大塩川	平成27年1月14日	阿賀川漁協	支流を含む。(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	酸川	平成27年9月30日	猪苗代・秋元漁協	支流に限る。(平成24年4月12日に国から出荷制限の指示があったもの)
	秋元湖 長瀬川	平成31年3月14日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	阿武隈川	令和2年2月25日	阿武隈川漁協	信夫ダムの上流(支流を含む。)(平成24年4月5日に国から出荷制限の指示があったもの)
	小野川湖 檜原湖	令和2年12月21日	檜原漁協	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
ウグイ	只見川	平成26年10月24日	伊北地区漁協 南会津西部漁協 檜枝岐村漁協	只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし只見ダムの上流を除く。) ※伊南川については伊南川で記載 (平成24年5月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	伊南川	平成26年10月24日	南会津西部漁協 檜枝岐村漁協	支流を含む。(平成24年5月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	猪苗代湖	平成29年4月27日	猪苗代・秋元漁協	猪苗代湖及びこれに流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流並びに酸川との合流点から上流の長瀬川を除く)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	日橋川	平成29年4月27日	該当漁協なし	日橋川のうち金川発電所の上流(支流を含む。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	阿武隈川	令和元年12月3日	阿武隈川漁協	支流を含む。(平成24年5月31日に国から出荷制限の指示があったもの)
	秋元湖 長瀬川	令和2年2月25日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)(平成24年3月29日に国から出荷制限の指示があったもの)
コイ	小野川湖 檜原湖	令和2年12月21日	檜原漁協	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)(平成24年3月29日に国から出荷制限の指示があったもの)
	阿武隈川	令和元年8月28日	阿武隈川漁協	支流を含む。(平成26年9月16日に国から出荷制限の指示があったもの。)(平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの)
フナ	阿賀川	令和元年12月3日	阿賀川漁協 会津漁協 西会津漁協	阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)(平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの)
	小野川湖 檜原湖	令和2年12月21日	檜原漁協	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)(平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの)
ヤマメ	久慈川	平成25年7月30日	久慈川第一漁協	支流を含む。(平成24年6月7日に国から出荷制限の指示があったもの)
	酸川	平成27年9月30日	猪苗代・秋元漁協	支流に限る。(平成24年4月5日に国から出荷制限の指示があったもの)
	秋元湖 長瀬川	平成31年3月14日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)(平成23年6月6日に国から出荷制限の指示があったもの)
	小野川湖 檜原湖	令和2年12月21日	檜原漁協	小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)(平成23年6月6日に国から出荷制限の指示があったもの)

5 県の採捕自粛要請を解除した魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	解除月日	関係漁協	備考
ウグイ	久慈川	平成25年5月15日	久慈川第一漁協	支流を含む。(平成24年3月15日に県から平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請していたもの)
ヒメマス	沼沢湖	平成28年3月30日	沼沢漁協	流入河川を含む(平成24年3月28日に県から平成24年4月1日以降の採捕自粛を要請していたもの)

II 養殖

魚種	市町村名	適用月日	指示・要請	備考
ホンモロコ	川内村	平成23年7月20日	県(要請)	
ドジョウ	郡山市	平成24年6月20日	県(要請)	

O

O